

北海道太陽電池・ 風力発電設備 景観形成ガイドライン ～北国らしい魅力ある景観形成～

太陽電池発電設備及び風力発電設備の整備に当たっては、周辺環境と調和して進める必要があります。

このガイドラインを参照して「北国らしい魅力ある景観形成」を進めていきましょう。



北海道

令和7年4月改訂

表紙：芽室町嵐山展望台からの眺望

はじめに

今日、ゆとりと潤いといったより精神的な豊かさのある生活環境が求められ、私たちのまちが美しく、親しみやすく、自分のまちと感じられるような「良好な景観形成」への機運が高まってきています。

景観は、まちの人々の長い営みの積み重ねの中で形成されるものです。自分たちのまちの景観をより良くするためには、それぞれの地域の行政と住民のみなさんや事業者の方々が心をひとつにして、創意工夫や協力により、着実に取り組んでいく必要があります。

これまで、道では、平成 16 年に「景観法」が制定されたことを受け、平成 20 年に「北海道景観条例」を制定し、平成 21 年に施策の展開方向を示した「北海道景観形成ビジョン」に基づき施策を実施してきたところです。

また、太陽電池発電設備や風力発電設備が増加し、周辺の景観への配慮が求められるようになったことから、平成 27 年に「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を策定し、運用してまいりました。

こうした中、令和元年に「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）」が施行され、四方を海に囲まれ、全国随一の再エネのポテンシャルを有する本道では、今後、洋上風力発電の導入が加速する可能性があり、陸上風力発電とは異なる特性を有することから、洋上風力発電設備に対する道の考え方を示すことで、景観に配慮した事業が実施されるよう本ガイドラインを見直すこととしました。

引き続き、本ガイドラインが、事業者の方々が事業を実施する際の参考資料として活用され、景観と調和した円滑な事業実施の一助となることを期待します。

令和 7 年 4 月

建設部長

もくじ

第1章 ガイドラインの位置付け・性格	1
1 いま、なぜ景観形成に係るガイドラインが必要か	2
2 当ガイドラインの目的	2
3 ガイドラインの位置付け	5
4 ガイドラインで扱う景観の範囲	6
第2章 景観形成の基本的な考え方	9
1 景観とは何か	10
2 景観をかたちづくるもの	12
3 景観の「形成」とは	14
第3章 景観形成ガイドライン	15
1 ガイドラインの対象範囲	16
2 景観形成に関する基本的な流れ	22
3 景観の評価	24
4 生活者と来訪者の視点	25
5 良好な景観のイメージ	26
6 景観の主役と脇役の関係	28
7 北海道の景観特性と視点・景観形成に向けた基本方策	30
8 景観形成ガイドライン	35
資料編	45
1 道における景観法届出窓口（振興局）	46
2 景観形成ガイドライン チェックリスト	49
3 参考文献	51

第 1 章 ガイドラインの位置付け・性格

第1章 ガイドラインの位置付け・性格

1 いま、なぜ景観形成に係るガイドラインが必要か

国内において、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故をはじめとした、エネルギーを巡る国内外の環境の大きな変化を踏まえ、再生可能エネルギーの導入を加速することとしています。

その中でも北海道は、全国トップクラスの新エネルギーの賦存量を有する地域であり、道としては「ゼロカーボン北海道」実現に向けた各般の施策を実施しています。

現在、道内では、新エネルギーの導入や技術開発に向けた取組みが活発化し、企業の投資意欲も高まりを見せています。

一方で、太陽電池発電設備及び風力発電設備などの大規模な施設整備は、地形改変や施設の有在に伴う自然景観への影響が予想されることから、位置、配置及び規模など、周辺の自然景観との調和への配慮が必要です。

特に、北海道は、多くの自然公園を有し、北海道の面積の約7割を占める森林を中心とした自然環境に恵まれ、その恵みのもと、気候や風土にあった生活や産業の営みを積み重ねることで、ゆとりと潤いのある街並み、美しい田園風景など魅力的な景観を形づくってきました。

また、北海道の風景は広大な土地に森林や田園が果てしなく広がり、それらに囲まれるように市街地が点在するという構造になっており、これら「自然」と「田園」と「まち」が、それぞれ独立して存在しています。また雄大であるが故に、同じ道内といっても、多様な自然環境、歴史や文化、気候、風土が存在し、それぞれの地域に固有の景観が育まれているのが特徴です。

しかし、高度経済成長や都市化の進展などにより、市街地が拡大し、自然景観と都市景観の調和が不足し、画一的な景観が創られるなど、景観形成への配慮が十分とは言えず、自然を基調とした景観や故郷としての魅力が失われつつある事例も見受けられるようになってきています。

こうした状況下であることから、平成27年に作成し、運用してきた当ガイドラインですが、ガイドライン策定から8年が経過し、脱炭素社会の実現を目的として、大型再エネ発電設備の建設が加速する中、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」の施行による洋上風力発電設備の増加が見込まれたことから、本ガイドラインを改正することとなりました。

2 当ガイドラインの目的

魅力あるまちづくりや良好な景観形成は、基礎的自治体である市町村や住民の総意と日々の努力によるものであり、地域の快適性と固有性など地域特性を生かして進められるものです。

近年再生可能エネルギーとして増加傾向にある太陽電池発電設備及び風力発電設備などの大規模な施設整備は、景観上の影響が広域的に及ぶことが予想されます。

このガイドラインは、大規模な太陽電池発電設備及び風力発電設備の整備に当たって、北海道景観計画で定めた良好な景観形成の基準について、太陽電池発電設備及び風力発電設備の特徴を捉えて解説するとともに、北海道の景観特性を踏まえた良好な景観形成に向けて、配慮すべき点を示すものです。

(1) ガイドラインの適用範囲

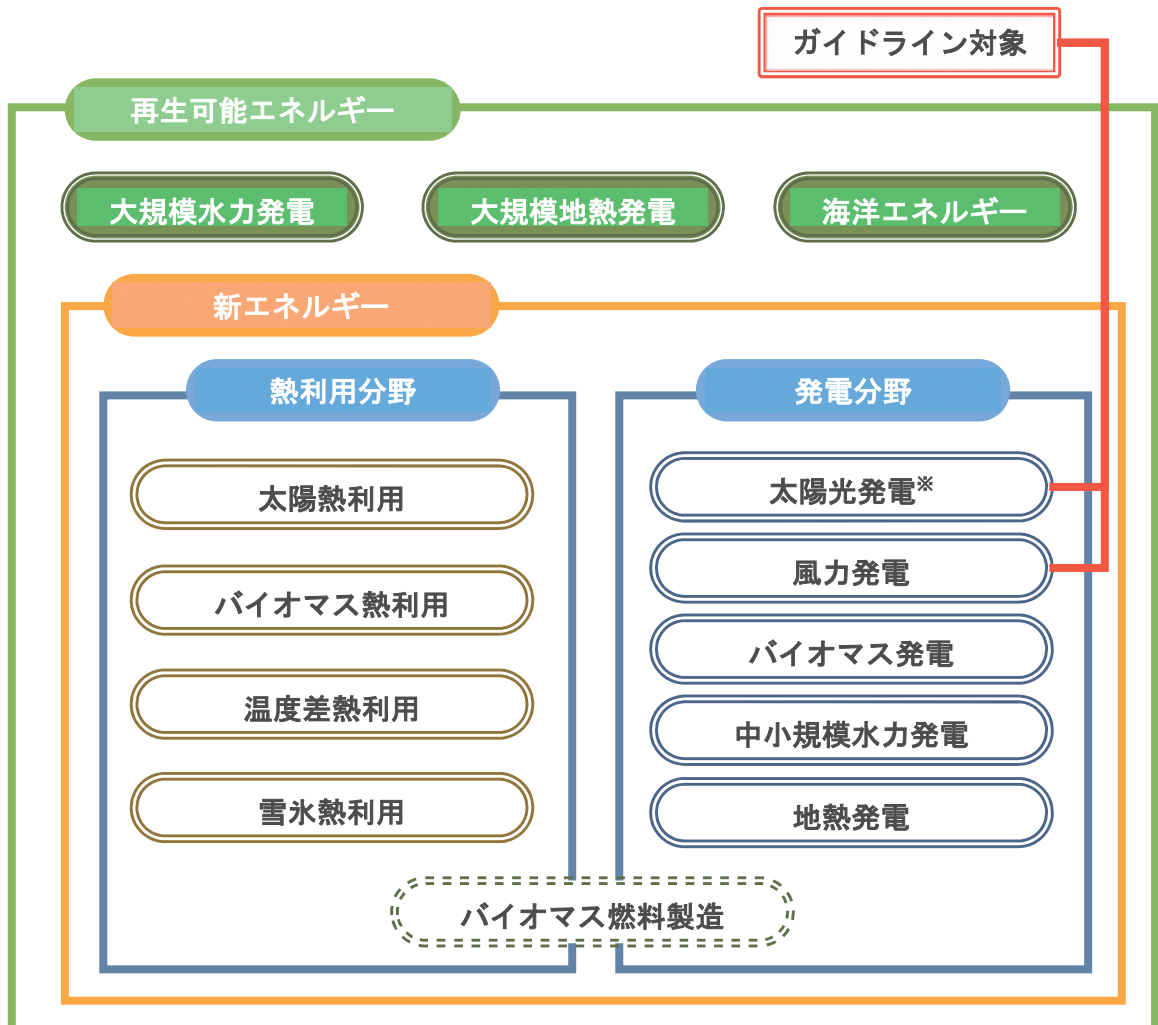
太陽電池発電設備及び風力発電設備は、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」において、「非化石エネルギーのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが特に必要なもの」と位置付けられています。

この新エネルギーのうち、特に太陽電池発電設備及び風力発電設備は、その面的な広がりや施設自体の高さのため建築物とは異なる景観形成が必要であることから、当ガイドラインではこの二つに主眼を置いて、良好な景観形成のあり方を示しています。

新エネルギーには、このほかにバイオマス発電施設などの大規模なものがありますが、これらの施設の景観形成については大規模な工場建築物と同等と考えられることからこのガイドラインの対象とはしていません。

また、ガイドラインの適用範囲は、売電を主目的とする大規模なものを想定していますが、一部、個人住宅等に設置される小規模なものも良好な景観形成を進める上で参照できるものがあると考えますので、適宜、参考としてください。

■新エネルギーの分類



※当ガイドラインにおいては「太陽電池発電設備」と言葉を統一して使用していますが、ここでは新エネ法の規定にあわせて「太陽光発電」と表記しています。

(2) 用語の定義

① 太陽電池発電設備

太陽電池発電設備とは、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和三年経済産業省令第二十九号）第1条で定める電気工作物をいう。

景観法施行細則（平成20年 北海道規則第72号）及び北海道景観計画では、建築基準法関係規定を準用して「太陽電池発電設備」としています。

（参考）

発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和三年経済産業省令第二十九号）

第一条 この省令は、太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物について適用する。

② 風力発電設備

風力発電設備とは、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）第1条で定める電気工作物をいう。なお、洋上風力発電設備について、その設置の方法に関わらず北海道景観計画区域内の公有水面に設置される風力発電設備をいう。

（参考）

発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）

第一条 この省令は、風力を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物について適用する。

③ 「景観づくり」と「景観形成」

「景観づくり」は、良好な景観を新たにつくりだすことが主目的と捉えられがちですが、良好な景観は、現に魅力的な景観を守り、育てていく観点も重要であることから、つくり、守り、育てていくことすべてを含めて「景観形成」といいます。

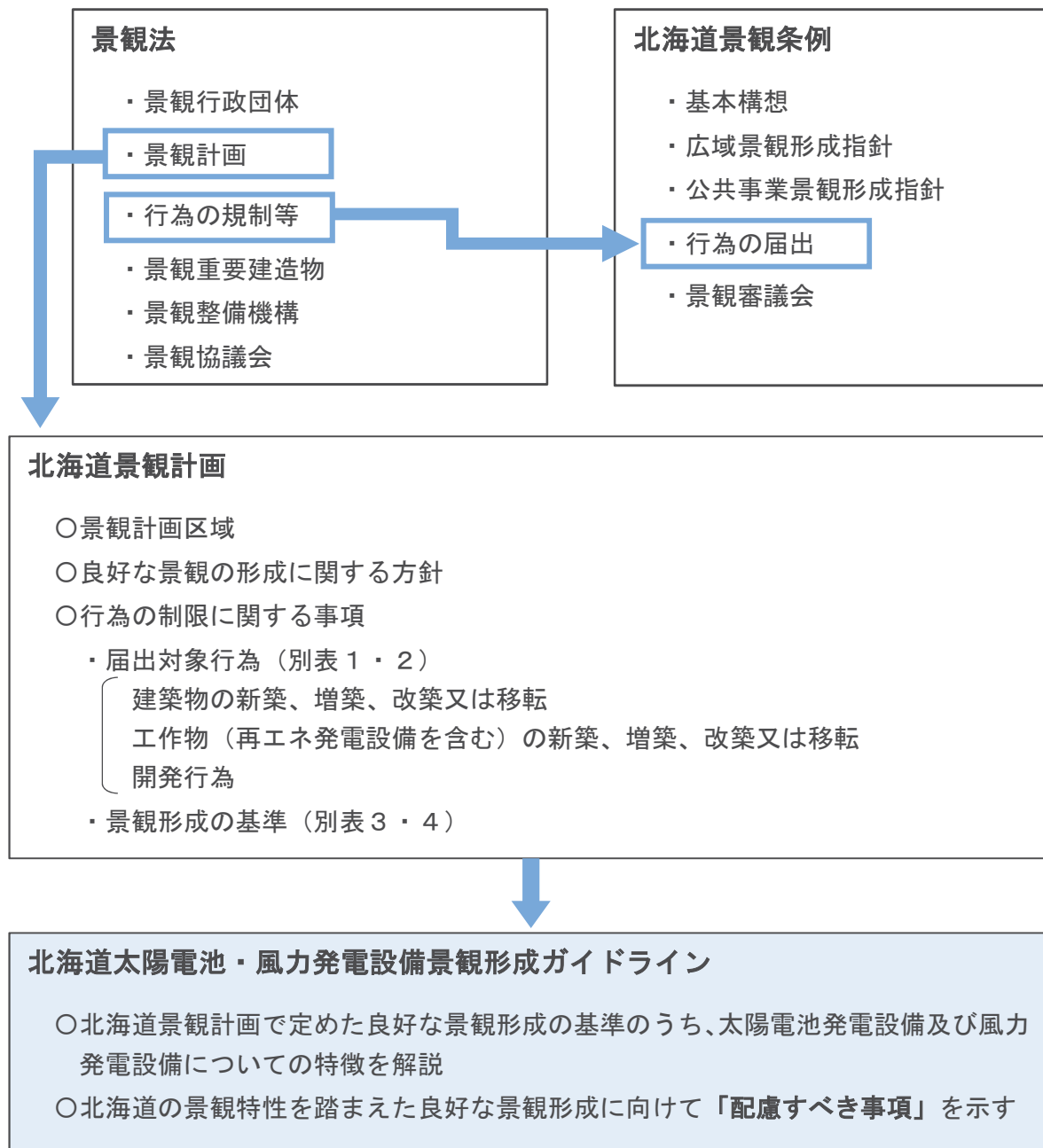
ただし、北海道景観条例（平成20年条例第56号）に全面改正された北海道美しい景観のくにづくり条例（平成13年条例第57号）において定義されているものについて、特に区別する必要がない場合は、従来の条例に基づく「景観づくり」と表記します。

3 ガイドラインの位置付け

道では、景観法第8条に基づき、良好な景観形成の基準について「北海道景観計画」を定めています。

このガイドラインは、北海道景観計画で定めた基準のうち、太陽電池発電設備及び風力発電設備についての特徴を解説し、北海道の景観形成を踏まえた良好な景観形成に向けて「配慮すべき事項」を示したものです。

■ガイドラインの位置付け等



4 ガイドラインで扱う景観の範囲

このガイドラインでは、景観として捉えることのできるすべてを対象としています。

景観には、離れて見る景観（眺望景観）と一定区域内の視野景観（いによう 環境景観）があり、見る場所によって異なります。

また、道路や河川などによる「軸として見える景観」や住宅地、商業地、工業地など「一団として見える景観」、さらに遺跡、文化財、寺社などの「歴史性のある景観」、それらを取りまく山地や丘陵地などの「自然が構成する景観」があります。

このほかにも、視対象となるものとの距離の違いにより近景、中景、遠景と言われる多種多様な景観があり、これらすべての「景観」を対象としています。

主な景観を体系的に分類すると次のようになります。

■景観の範囲

広域レベルの景観	都市レベルの景観	地区レベルの景観
•市町村の範囲を越える範囲を対象とする景観	•市町村の区域を対象とする景観	•連合自治会区域、近隣住区を対象とした景観

■景観の構成

自然景観	歴史的・文化的な景観	市街地・集落景観	都市施設景観
•主として山地、丘陵地、海、河川など自然的オープンスペースによって構成される景観	•遺跡、文化財、歴史的街並み、寺社、文学、詩歌、芸能、祭りなどによる景観	•住宅地、商業地、工業地、集落などの景観	•道路、公園、緑地、官公庁施設、学校、文化センターなど各種都市施設によって構成される景観

■景観の形状

面的景観	線的景観	点的景観
•住宅地、商業地、都心地区、田園地区など一定のまとまりのある景観	•道路、河川など線的要素を持つ景観	•一つの描写が主要な構成となるもの、庁舎、学校、史跡などの景観

■景観の見え方

眺望型景観	環境型景観（ いによ う 環境景観）
•離れて見る景観	•一定区域内の景観

■ 景観の分類



これらは、単に景観の分類をしたに過ぎません。そこに住んでいる方々が優れた景観を見つけ出し、残していくことが大切です。

第2章 景観形成の基本的な考え方

第2章 景観形成の基本的な考え方

1 景観とは何か

(1) 景観とは～人々の暮らしや営みが映し出される光景、景色

景観とは、「風景外観。景色。眺め。また、その美しさ。」を意味し、長い時間の中で生活や産業といった人々の営みが周りの自然や風景に重なり合い、その表情として私たちの目に映し出される光景をいいます。それは、地域の歴史を物語り、文化の積み重ねを通じて人々の暮らしを反映し、環境と地域社会との度合いを客観的に把握できるものです。

また、我が国においては、景観そのものの整備・保全を目的として初めて総合的な法律として平成16年に景観法が制定されました。景観法運用指針では「景観」について、「すでに他法令上特段の定義がなく用いられている用語であること、また、良好な景観は地域ごとに異なるものであり、統一的な定義を置くと結果的に画一的な景観を生むおそれがある」とされています。

良好な景観形成を図るための基本的な考え方は、景観法の基本理念として示されています。

■景観法第2条（基本理念）

第1項 良好な景観は、

- 美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の財産として、現在及び将来の国民がその恩恵を享受できるよう、その**整備及び保全**が図られなければならない。

第2項 良好な景観は、

- 地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限のもとにこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その**整備及び保全**が図られなければならない。

第3項 良好な景観は、

- 地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

第4項 良好な景観は、

- 観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成にむけて一体的な取組がなされなければならない。

第5項 良好な景観の形成は、

- 現にある良好な景観を**保全**することのみならず、新たに良好な景観を**創出**することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(2) 景観形成の基本姿勢

景観は、眺められる対象（モノ）と、眺める主体（ヒト）との関係によって形成され、眺める人の評価を伴った「地域生活の視覚的表現」です。

このため、次の5つの視点により景観を考える必要があります。

① 住民参加

景観は、住民の日常生活を反映するものであることから、ひとりひとりが景観に対するマナーを身につけるとともに、それぞれの地域において、住む人、働く人、訪れる人など「誰のため」の景観であるかに十分配慮することが必要です。

良好な景観を形成するためには、さらに住民の景観意識を高めつつ、多様な評価の中で合意を背景として、住民と行政とが協働して進めて行く必要があります。

② 地域性

良好な景観は、郷土への愛着心や地域住民の精神的つながりを育てるものであり、そのためには地域にふさわしい個性的なものであることが大切です。

まちを構成する自然的要素や歴史・文化などは、地域ごとに固有の特性を有するものであることから、景観形成も多様性に富み、地域特性を反映したものであることが必要です。

③ 公共性（社会性）

道路、公園、河川などの公共空間のみならず、民間活動により形成される私的空間についても、その公共性を認識することが必要です。身の回りの景観に配慮して、生活の中で美化マナーを育むとともに、景観を社会的財産としてみんなの手で形成していく必要があります。

④ 総合性（全体性）

景観形成は、広い範囲での秩序ある連続性に配慮することが大切です。景観の対象を総合的に捉えながら、全体の調整役として市町村が中心となり、住民や事業者との共通の認識のもとに形成していく必要があります。

⑤ 長期的性

地域に調和した良好な景観形成には、極めて長い時間を要します。景観は、人々の評価に関わらず、いったん形成されるとかなりの間、存在する性格を持っています。

その間には、住民のニーズや社会経済状況の変化があるということを見通した長期的な展望を持つとともに、将来にわたって歴史的・文化的な財産としての評価を得られる景観を形成していく必要があります。

また、景観は、昼夜や季節の変化によって見え方も変わり、樹木の成長や建物の色彩の退色などにより時間の経過によって変化するものと捉えて、その変化に対する配慮や適正な維持管理をしていくことも必要です。

2 景観をかたちづくるもの

景観は、見られる対象である様々な景観の要素が、地形や気象、歴史などの要因による影響を受けてかたちづけられるものであり、その土地や季節・時間帯などによって色とりどりに変わっていきます。

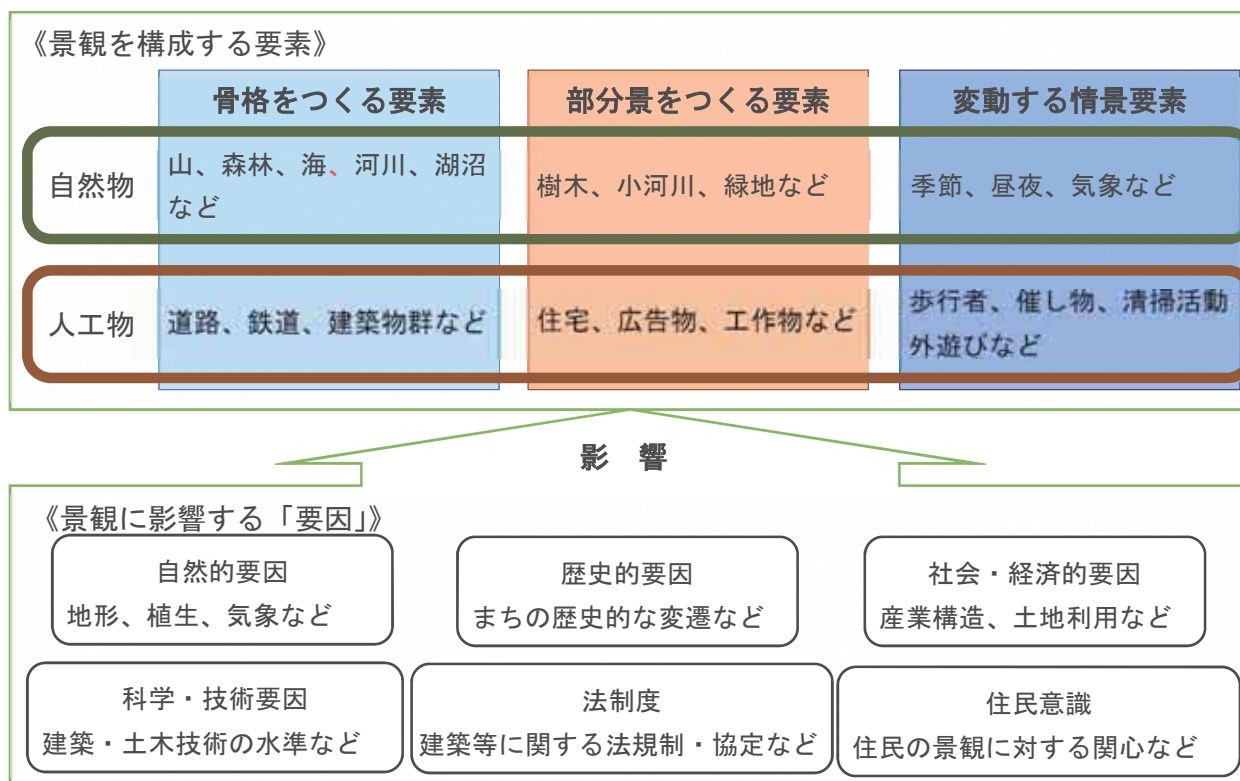
(1) 景観を構成する「要素」

景観をかたちづくるもののひとつひとつは、山や建築物など景観を構成している「要素」です。景観は、多種多様な要素である『看板、玄関先においたフラワーポットやアイスクャンドルなどの小さなものから山などの自然物、道路・高層ビルなどの構造物にいたるまで』が一体となってかたちづくる全体像です。

(2) 景観に影響を及ぼす「要因」

景観をかたちづくるもう一つは、景観形成に影響を与える要因です。例えば、景観を構成する「要素」の建築物一つをとってみても、現在の場所に建設され、現在の姿になるまでには、積雪に対する屋根形状の考え方などの地域固有の自然要因をはじめ、建築基準法による高さ制限や、地域の産業や開拓の歴史的経緯などのいろいろな要因が深く関わっています。また、人々の意識や生活・行動も景観をかたちづくる大きな要因です。

■景観を構成する要素と影響する要因



(3) 地域を特徴づけている骨格的な景観

良好な景観形成を考えるに当たり、その「地域」の景観形成を把握するためには、「地域」を特徴づけている骨格的な要素を抽出して、その特性を明らかにします。

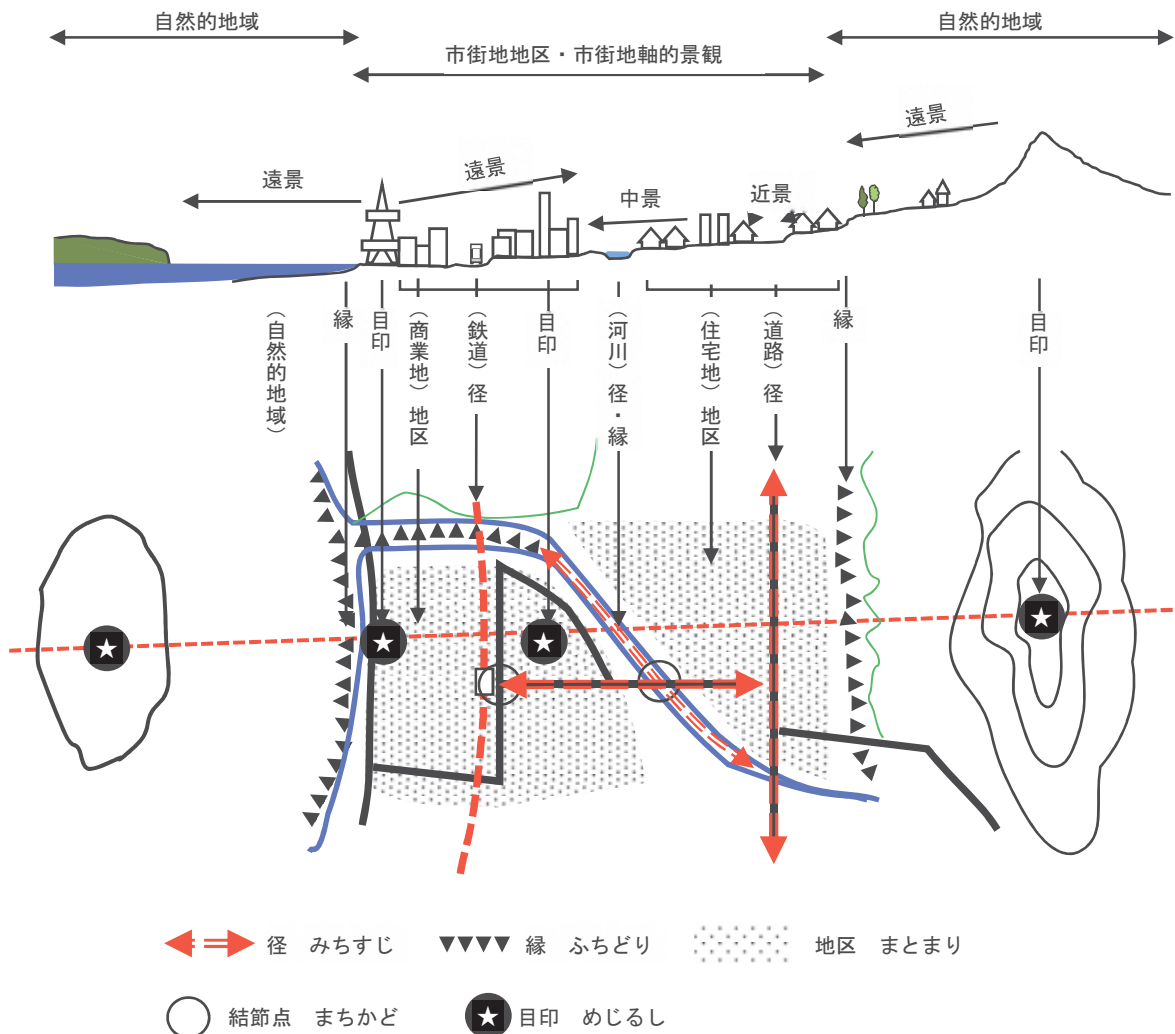
その際、細かな景観や地区別景観要素は、それぞれの地域において個別の景観形成に係る景観計画等で行い、ここでは大まかな抽出とすることが大切です。

また、景観構成は、点・線・面で分類することができ、骨格的景観を抽出し、近景、中景、遠景の展望地を明確にすることによって、地域の良好な景観を形成するための考え方をイメージすることができます。

■景観構成

見え方のひろがり 構成の原則		骨格的な景観構成要素	
		遠景～中景	近景
点	結節点 まちかど (Nodes)	—	広場、駅前、交差点、モール、橋、寺社
	目印 めじるし (Landmarks)	山、島、岩、塔、大規模建築物、土木工作物	大木、大規模建築物、塔、寺社、記念物、記念碑
線	径 みちすじ (Paths)	道路、河川、鉄道、新幹線	道路、河川、鉄道、新幹線
	縁 ふちどり (Edges)	森林、緑地、海、河川、湖沼、農地	緑地、並木、河川、鉄道
面	地区 まとまり (Districts)	建築物群、団地、農地、森林、夜景	住宅地、商業地、工業地区、公共・文化施設地区、公園緑地地区、歴史的街並み

■景観構成要素の概念



3 景観の「形成」とは

良好な景観の形成は「整備及び保全」が図られなければならないものです。これには、「維持する」「保存する」「なおす」「取り除く」「つくる」などすべての行為が該当しますが、それぞれの景観形成主体が共通の景観形成理念を持って行う必要があります。

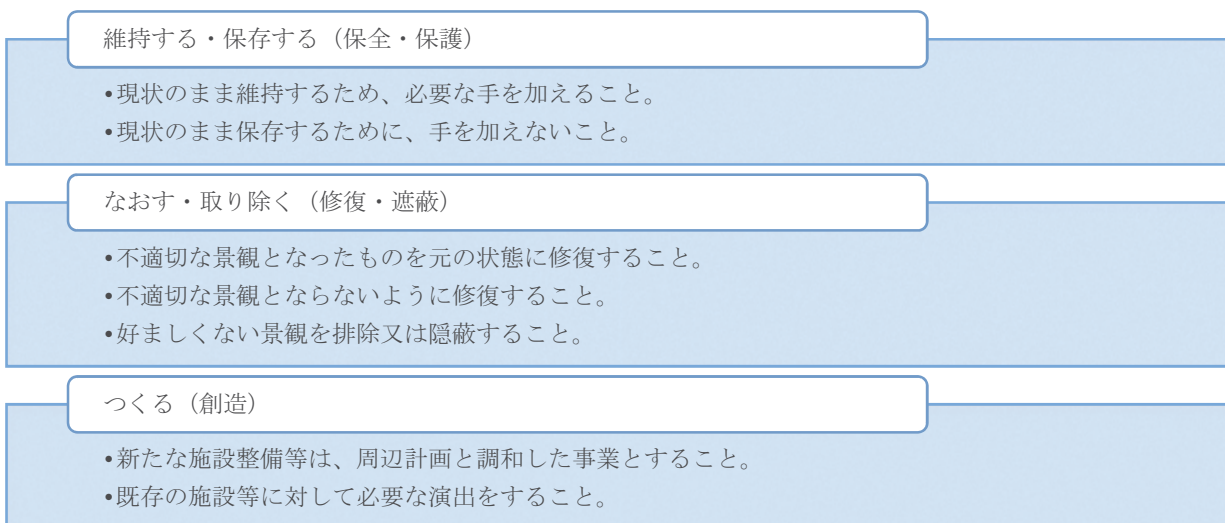
住民、事業者、専門家及び行政が互いに協力し合い、地域の特性に応じ良好な景観形成と評価を繰り返し行うことによって、秩序ある景観形成に取り組む必要があります。

また、良好な景観は、人々の生活や事業活動などの営みと豊かな自然や歴史、文化等が良い状態で共存し、重なり合う環境と地域社会が調和した姿を映し出すものです。

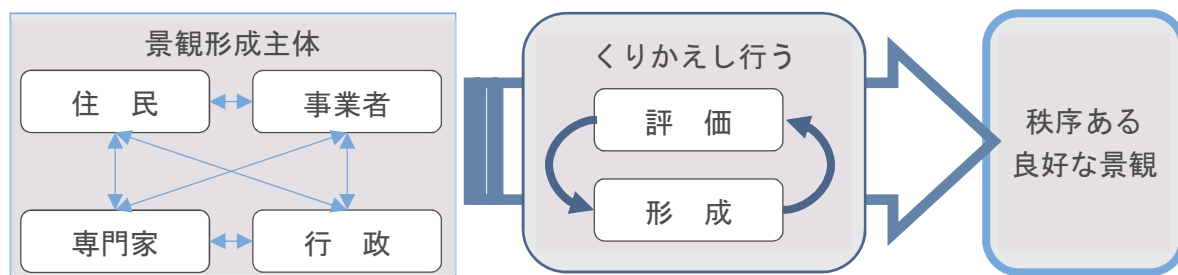
良好な景観を形成するためには、生活する人や生産や事業を行う人、景観形成を支援する人など、地域に関わる様々な人々が力を合わせていく必要があります。

住民や行政、企業、公益法人をはじめとする各種団体、専門家などの様々な立場の人々や、環境と産業、教育、文化など多様な分野に携わる人々が、対話を重ね共通の目標を持ち、適切に役割分担しながら、連携し、助け合うこと、すなわち「協働」することが大切です。

■景観の形成



■景観形成の進め方



・行政

良好な景観形成に関する総合的かつ計画的な施策を実施するとともに、良好な景観形成を効果的に推進するため住民や事業者と相互に連携

・住民

各自が良好な景観形成の担い手として、良好な景観形成に関する理解を深め、地域の良好な景観形成に努める

・事業者

自らの事業活動が地域の良好な景観形成に深い関わりを持つことを認識し、事業活動を行うに当たっては、その周辺の景観に十分配慮

第3章 景観形成ガイドライン

第3章 景観形成ガイドライン

1 ガイドラインの対象範囲

太陽電池発電設備及び風力発電設備などの大規模な施設整備には、北海道の景観特性を生かし、地域の周辺環境と調和した景観形成に係る考え方が必要です。事業者の方は、道景観条例に基づく届出対象となる規模の場合は、このガイドラインに沿うよう配慮していただくとともに、届出対象規模以下であっても、良好な景観形成を進めるための参考としてください。

なお、道内においては、すべての景観行政団体（景観行政事務を処理する地方公共団体）が景観法に基づく景観計画区域を行政区域の全域としていることから、北海道内どこであっても景観形成上の配慮が必要な区域として位置付けられていますが、届出対象行為や規模については、道とは異なる基準等を定めていますので注意が必要です。

（１）景観行政団体との協議

景観形成の考え方は、それぞれの景観行政団体によって異なります。このため、行政境界に近接して立地する場合や洋上に立地する場合には、景観に対する影響が広範囲に及ぶおそれがあることから、当該設備を眺望することができる区域を管轄する景観行政団体へも事前に協議を行うようにしてください。景観行政団体である市町村は、北海道ホームページ「景観法に基づく届出制度」のページでご確認ください。

（２）道景観計画区域内における届出対象施設及び規模

道に届出が必要な太陽電池発電設備及び風力発電設備は、次のとおりですが、他の景観行政団体の届出対象行為についてはそれぞれの市町村にお問い合わせください。

① 風力発電設備

一般区域：高さ 15mを超えるもの

羊蹄山麓広域景観形成推進地域※：高さ 10mを超えるもの

※広域景観形成推進地域：蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町及び倶知安町の区域

② 太陽電池発電設備

一般区域：高さ 5m又は築造面積※が 2,000 m²を超えるもの

※築造面積：パネルの設置される水平投影面積

羊蹄山麓広域景観形成推進地域：高さ 5m又は築造面積が 1,000 m²を超えるもの

※景観法に基づく届出の適用除外となる行為があり、主なものは以下になります。

詳細は「景観法に基づく行為の届出等の手引き」5 ページをご覧ください。

○通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

○非常災害のため必要な応急措置として行う行為

○景観法第 61 条第 1 項の景観地区内で行う建築物の建築等

○屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置

○次の法令または条例の規定に基づき、許可、認可、届出等を必要とする一部の行為

文化財保護法・文化財保護法施行令、自然公園法、北海道立自然公園条例

北海道自然環境等保全条例、森林法、北海道文化財保護条例

○市町村が景観の形成に関する条例を制定している場合において、当該市町村の条例の適用により良好な景観の形成を図る上で支障を生ずるおそれがない区域として規則で定める区域で行われる行為（江差町の一部及びニセコ町の区域）

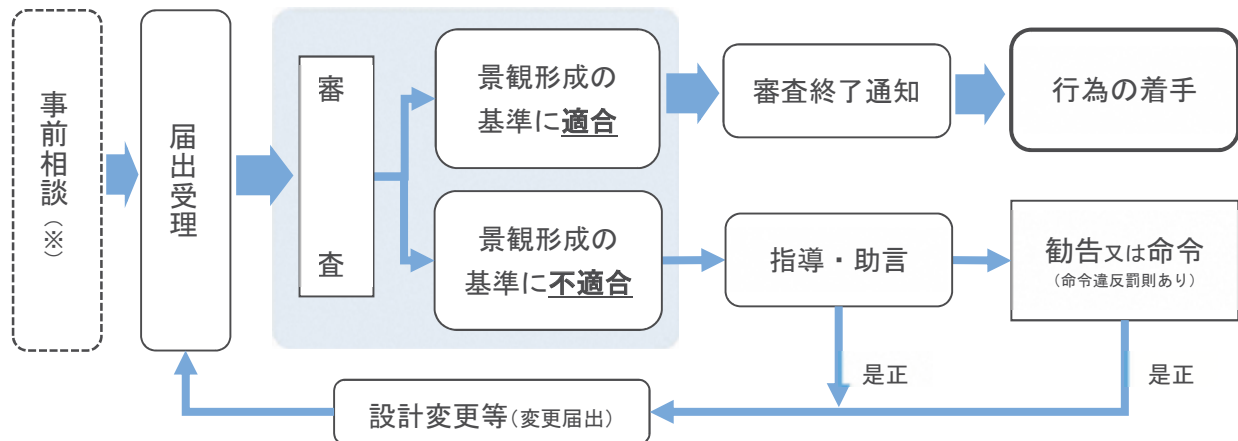
(3) 届出事務の流れ

道景観条例に基づく行為の届出は、太陽電池発電設備及び風力発電設備に限らず、主要な展望地から見た眺望及び当該設備と周辺景観との調和などについて審査します。

審査の結果、周辺景観を著しく阻害すると認められる場合は、景観法に基づく勧告等の措置を講じることとなります。

具体的な事務の流れは、次の図のとおりです。

■景観法に基づく届出事務に係る審査事務フロー略（概要）



※ 事前相談のお願い

- ①届出の対象となる行為を行う際には、当該行為を行う区域を所管する届出窓口での事前相談（P47、48 参照）を行うようお願いします。
- ②届出に際して、周辺の景観を著しく阻害するような場合には、法に基づく知事の勧告や変更命令により、必要な変更等をしていただくことがあります。

(4) 景観形成基準

道では、景観計画において届出対象行為に対する景観形成の基準を定めています。

建築物及び工作物においては「位置・配置」「規模」「形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）」「敷地の外構・その他」の区分に応じて、景観形成における配慮事項を定めています。

また、開発行為においては「位置」「規模」「形状・緑化等」の区分に応じて、景観形成における配慮事項を定めています。

大規模な事業については、これらの区分に対して適切な景観上の配慮が必要となります。

特に、位置・配置は、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するときや、主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る位置に建設等を行うなどにより、景観への影響がある場合には、景観法に基づく勧告または命令により事業を中止するか、事業地の選定をやり直さなければならないこととなることから、事業地を決定する前にあらかじめ影響に対する調査検討を、綿密に実施する必要があります。

■景観形成の基準（一般地域）〔建築物及び工作物〕（北海道景観計画別表第3）

区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
位置・配置	- 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 - 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	勧告・協議基準 - 建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 - 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 - 特に洋上風力発電設備においては、主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を、その前後を問わず大きく妨げる位置に建設するとき。 - 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
規模	- 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 - 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 - 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 - 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 - 特に洋上風力発電設備においては、主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を、その前後を問わず大きく妨げる規模で建設するとき。 - 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。
（以下「形態意匠」という。） 形態又は色彩その他の意匠	- 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 - 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 - 外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。 - 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 - オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	勧告・協議基準 - 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 - 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 - 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。 命令基準 - 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。
敷地の外構・その他	- 敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 - 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 - 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺環境との調和にも配慮すること。	勧告・協議基準 - 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 - 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

備考 「主要な展望地」及び「地域の良好な景観資源」は北海道景観計画区域の市町村が指定し、各（総合）振興局建設指導課ホームページに掲載するものを指す。

■景観形成の基準（一般地域）〔開発行為〕（北海道景観計画別表第3）

区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
位置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。
規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。
形状・緑化等	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 (2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 (3) 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 河川、水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

備考 「主要な展望地」及び「地域の良好な景観資源」は北海道景観計画区域の市町村が指定し、各（総合）振興局建設指導課ホームページに掲載するものを指す。

■景観形成の基準（羊蹄山麓広域景観形成推進地域）〔建築物及び工作物〕
（北海道景観計画別表第４）

区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3) 特に洋上風力発電設備においては、主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を、その前後を問わず大きく妨げる位置に建設するとき。 (4) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。 (3) 羊蹄山・ニセコ連峰・昆布岳・尻別岳と周囲の山並みのスカイラインを損なう高さとならないよう配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 (3) 特に洋上風力発電設備においては、主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を、その前後を問わず大きく妨げる規模で建設するとき。 (4) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。
形態意匠	(1) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 (2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 (3) 四季を通じての周辺景観と調和する色彩を基調とするよう配慮することとし、けばけばしい色は使用しないこと。 (4) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 (5) オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。 命令基準 (1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。
敷地の外構・その他	(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 (2) 敷地内の既存の樹木は可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

備考 「主要な展望地」及び「地域の良好な景観資源」は北海道景観計画区域の市町村が指定し、各（総合）振興局建設指導課ホームページに掲載するものを指す。

■景観形成の基準（羊蹄山麓広域景観形成推進地域）〔開発行為〕（北海道景観計画別表第4）

区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
位置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。
規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行う場合。
形状・緑化等	(1) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮した形状とすること。 (2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 (3) 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 河川、水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

備考 「主要な展望地」及び「地域の良好な景観資源」は北海道景観計画区域の市町村が指定し、各（総合）振興局建設指導課ホームページに掲載するものを指す。

2 景観形成に関する基本的な流れ

太陽電池発電設備及び風力発電設備など大規模な施設整備を景観に影響を及ぼさないように行うためには、事業計画の早い段階から眺望等の保全に慎重に配慮していく必要があります。

このため、24 ページのフローに示すとおり、事業計画検討の各段階で必要な確認、検討、修正を行いつつ、段階的に事業計画の熟度を高めていくことで、事業計画立案後の景観法に基づく届出の審査において、景観形成の基準に適合することが可能となります。

また、事業者は、事業計画等を立案する各段階で、その検討過程、眺望への支障の予測結果等をわかりやすい資料として取りまとめ、地域住民等をはじめとする関係行政機関や地域のまちづくり団体等に提示し、これら関係主体の意見を踏まえて眺望への支障の程度等を評価しながら進めることが重要です。

第1段階 事業地の選定

大規模な施設による景観への影響を小さくするためには、まず眺望の対象となる北海道が有する優れた自然の風景地などの良好な景観資源が、大規模な施設によって直接的に改変されることを防ぐ必要があります。

このため、事業地を選定する段階では、良好な景観を形成している場所を的確に選定し、確実に回避することが必要です。

第2段階 概略の事業計画の立案

展望地からの眺望に対する影響を小さくするために、概略の事業計画を検討する段階においては、施設の設置による主要な展望地からの眺望への影響の程度を展望地ごとに検討する必要があります。道内には複数の市町村にまたがる広域的な景観を有している地域があることから、大規模な施設は近隣の市町村からも視認できる場合には、所在地である市町村を越えて広い範囲（景観行政団体である市町村を含む）での展望地を選定する必要があります。主要な展望地からの眺望を妨げることや、その背景となることも直接的な改変と考えられますので、良好な景観資源への近接を避けなければなりません。

検討の結果、眺望への影響が大きい場合には概略の事業計画の修正や、著しく景観を阻害する場合には計画地での事業を中止することも念頭においた検討が必要になります。多少なりとも影響が生じる場合には、当該展望地を「保全対象展望地」として設定し、次の段階でより詳細な検討に進みます。

保全対象展望地からの眺望できる特性を把握し、その特性に応じた眺望景観の保全のための措置を検討した結果、措置の効果が確実に得られているかを客観的に評価する必要があります。

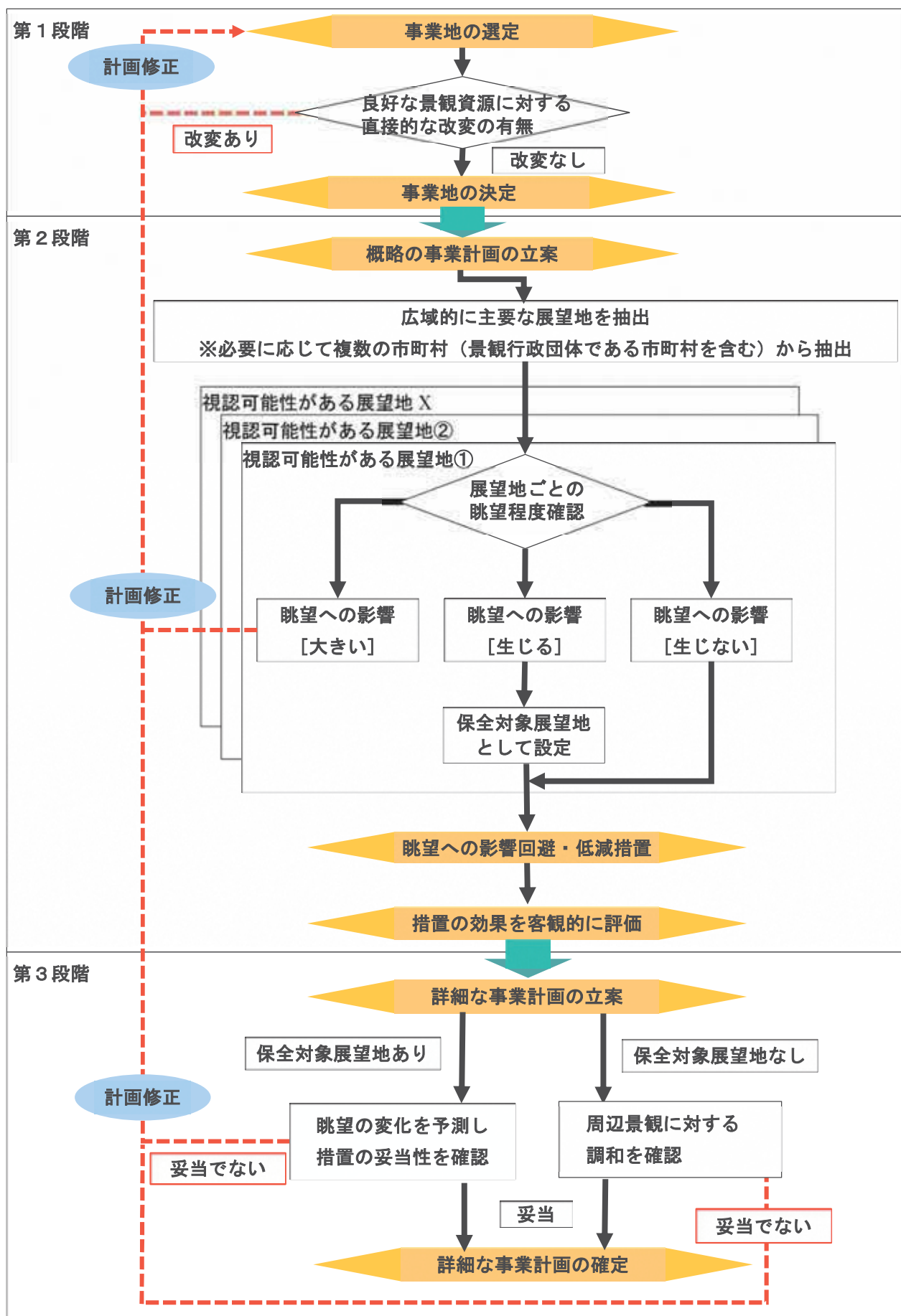
なお、地域の良好な景観資源及び主要な展望地は道のホームページで公開しているもののほか、各市町村の各種広報メディア（広報誌、ホームページ、観光パンフレット等）において提示されているものが考えられます。市町村へのヒアリングも有効です。

第3段階 詳細な事業計画の立案

詳細な事業計画を立案するに当たっては、既往の学術知見、事例等に基づいた景観保全のための措置を保全対象展望地ごとにフォトモンタージュを作成することなどによって検討し、措置を講じた上で生じる眺望の変化の程度を予測し、講じた措置の妥当性を確認します。

また、保全対象展望地がなくても、事業地の持つ景観特性に応じた景観形成を進めるための措置についても検討が必要です。例えば、事業地を市街地とした場合は、ゆとりや安らぎといった生活環境に配慮した街並み景観への調和や、農山漁村地域とした場合は、田園景観や牧歌的景観と地域の風土等と調和などが考えられます。

■良好な景観形成を進めるためのフロー図



3 景観の評価

良好な景観形成を進めるためには、「良好な景観」といわれるものを理解し、共有することが必要です。

しかし、多くの方は景観の評価を「個人差が大きく主観的なもの」として捉えており、見る人それぞれの評価によって「好き」「嫌い」と判断されて誤解が生じてしまいます。

「良好な景観」というものを理解し共有するために、良好な景観として評価できる指標の例を次に示しますので、各事業を実施する際の参考としてください。

(1) 周辺景観との調和

良好な景観と判断するには、地域全体で何らかの調和が図られていることが重要です。全体があるイメージや一定の決まりで揃っている場合は調和していると言えます。その揃え方は、高さや規模などのスケール感から、素材、色彩などの表面的なイメージまで、様々な手法が考えられ、『同類調和』と言われます。

また、異なるもの同士でも、そのバランスがよければ、全体で調和して見える場合もあり、『対比調和』と言われます。良好な景観形成を考える上で、「周辺との調和」がとても重要となります。景観を構成する要素のそれぞれが、地域での調和を重視して、周辺との調和を図り、それらが繋がっていけば、地域のイメージにまとまりが生まれます。事業を実施する場合には、その地域のイメージをどのように捉えるのが重要となります。

(2) 地域特性を生かす

その地域での良好な景観を考えるには、その地域がどのような地域に属し、地域の個性としてどのような景観があるのかを考える必要があります。それは、歴史的、文化的、伝統的景観や、自然景観など、地域の特性が景観要素となり、それらを景観特性として認識することができます。特に北海道には、他に類を見ない独特の自然景観が広がっており、背景に美しい山並みや河川が地域の広がり形成しているなど様々な要素があります。この景観要素の良さを生かすために、その地域はどうあるべきかを考える必要があります。地域の人々が大事にしている美しい山並みの稜線を高い建造物で遮らないように高さに関する制限をするとか、道路を心地よい空間とするために沿道に面する建造物の色彩基準を定めるなど、その地域の良さを最大限に生かすための一定の調和が、良好な景観形成に繋がっていきます。

(3) ゆとりや潤い

良好な景観は、それを実際に確認したり、感じたりすることができる場所があつてこそわかるものです。どんな建造物も、樹木や花があることでその魅力がさらに高まるものです。煩雑な多くの建造物でもそこに緑が入ることで潤いを感じ、その印象が良くなることもあります。緑化による景観形成やそのデザインの工夫などは、より魅力ある景観形成に役立てることができます。

(4) 親しみや誇り

景観形成を評価するのは、まちづくりの担い手である人々です。良好な景観形成を進めるためには、良好な景観形成が「景観まちづくり」としても重要となります。例えば、清掃活動や緑化活動を行っている人々の顔が見える様子は、その場所自身が美しい以上に魅力を感じる場合があります。そして、景観まちづくりに参加している人々も外部から見られている

と気付くことで、励みになり、誇りを持って活動への力と自信を強めていくことができます。

このため、事業者は、景観形成を円滑に進めるため、広く住民参加の視点を持ち、人々に親しみや誇りを持っていただけるように事業を進めることが求められています。

(5) 適切な維持管理

どんなに素晴らしいコンセプトを持って作り上げられたものも、その後の使い方次第で大きくその価値を失っていくこともあります。適切な維持管理が行き届いているとその景観の魅力を高めることができます。施設の整備を行う場合は、当初から維持管理の体制づくりを行うこと、また、その施設の維持管理が可能な体制にふさわしい施設づくりが求められています。

(6) 活力の創出

事業者は、より地域の魅力を高めるため、施設整備によってどのような景観になるのかを予想することが重要です。地域の景観特性を生かした積極的な演出により、地域の活力に結びつく取組みにしていくことが求められます。

4 生活者と来訪者の視点

生活者だけではなく来訪者の立場になって景観を見ることで、様々な人が良いと感じる景観を考えることができます。

生活者の立場

地元で生活している人は、身近な環境や生活の中で慣れ親しんでいる、生活実感を伴った目線で景観を評価します。

来訪者の立場

観光客など外から来た人は、目の前の景観をありのままにとらえ、第一印象で景観を評価します。



5 良好な景観のイメージ

良好な景観とされるイメージは、いろいろな言葉で表すことができます。良好な景観を形成する上で共通に求められるイメージをもとに、それぞれの地域の性格に応じた固有のイメージを的確に選択しながら景観形成を進めることが大切です。

潤いのある景観

分かりやすい景観

清潔感のある景観

落ち着きのある景観

あたたかみのある景観

ゆとりのある景観

安らぎのある景観

楽しい景観

なつかしい景観

斬新な景観



■眺望対象・眺望構成要素への介在に対する再エネ発電設備の例（合成写真）



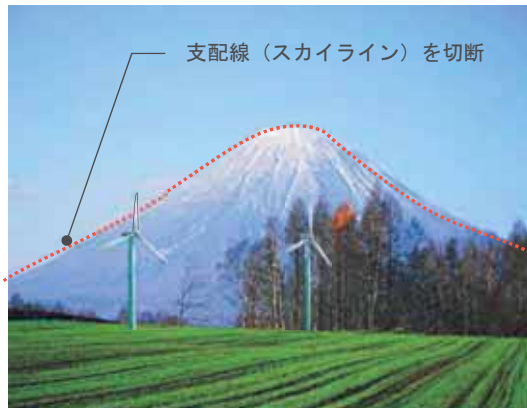
牧歌的景観に対して太陽電池発電設備が眺望対象に介在する状態に視認されます。



左の図に対して、展望地と眺望対象の間に植栽がなされることで視認性が変化します。



風力発電施設が展望地と眺望対象との間に設置され、眺望対象に介在する状態に視認されます。



風力発電設備を小さくしても展望地からの重要な眺望構成要素であるスカイラインから突出して視認されます。



洋上風力発電施設が展望地と眺望対象との間に設置され、眺望対象に介在する状態に視認されます。



景観資源の後方であっても、展望地から地域の良い景観資源に対する眺望に介在する状態に視認されます。

注1：景観変化の状況をわかりやすく解説するためのものであり、眺望への支障の有無を示したものではありません。

注2：上記合成写真の発電設備の間隔等は、実際の配置とは異なる場合があります。

6 景観の主役と脇役の関係

良好な景観形成には、施設整備に対する各建設予定地となる地区を想定し、具体的な景観形成のあり方の検討が必要です。

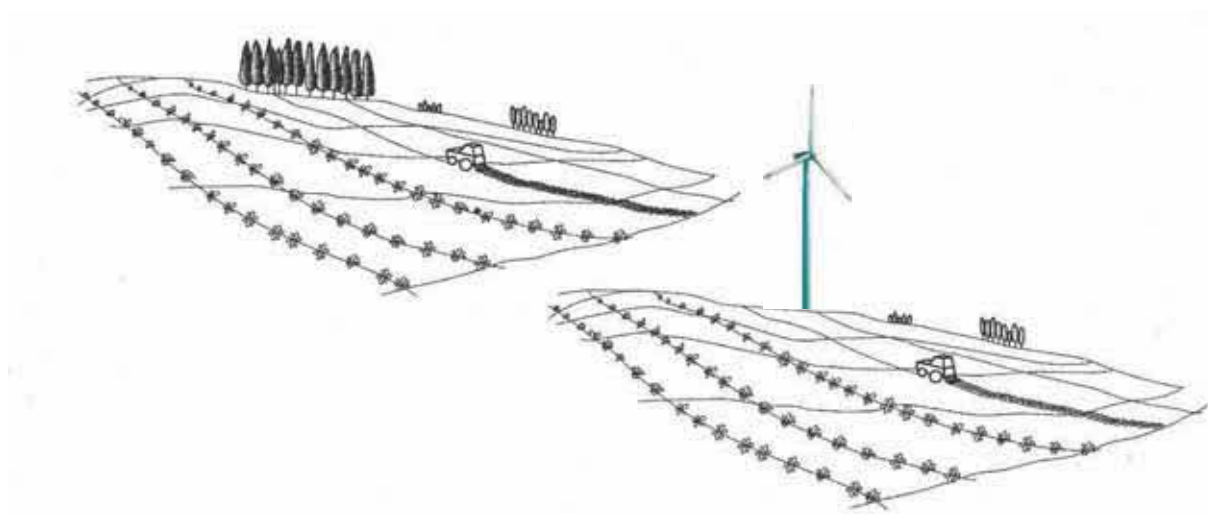
景観の中心となる事物（主役又は図）とそれを取り巻く環境（脇役又は地）に分けて考え、主役は主役らしく引き立て、脇役は脇役らしく目立たなくする必要があり、主役と同じように脇役まで引き立てると、景観的な影響があります。

北海道の美しい景観を考えた場合、太陽電池発電設備及び風力発電設備の様な大規模な施設は、「地」をつくっているという認識を持つことを基本とし、周辺との調和を第一に考えて事業計画を考えます。

また、大規模な施設整備は「地」となる一方で、場所によっては、ランドマークの役割として「図」となることがあることから、「地」と調和した景観とするには、地域全体で総合的な判断が必要になります。

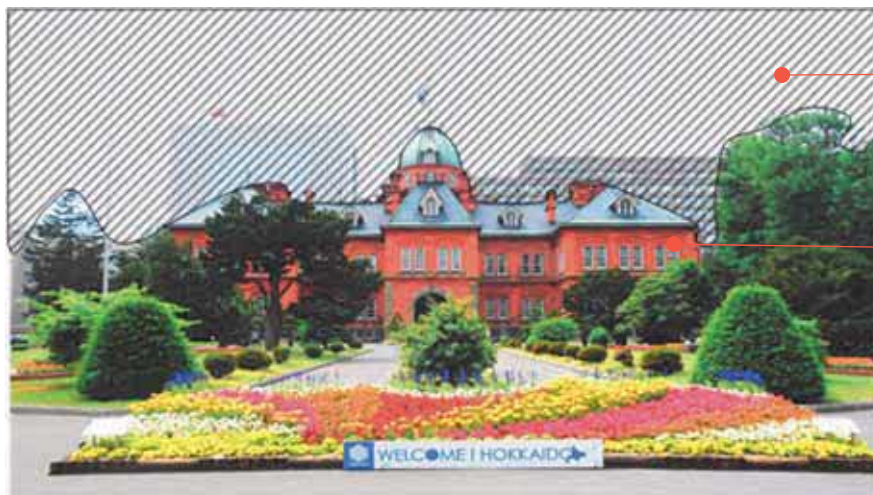
（１）図と地

下図の農村景観の例に示すように、景観の主役は、農地、防風林、農作業の様子などです。例えば、防風林を切り倒し、農地をつぶし、目立つ場所に風力発電設備を建設した場合は、発電設備が「図」として認識されてしまい、景観の質が低下することとなります。



資料：農村景観の観光への活用方策検討調査報告書（国土交通省北海道局）H14.3 を一部修正

■「図」と「地」の考え方



地（斜線部）

図（道庁赤れんが庁舎）

この写真の例では、ランドマークとして、道庁赤れんが庁舎が視覚的に認識されることから「図」となり、その背景となる建物や空は「地」となります。

このように、景観を考えて際立たせたい「図」となる部分と、その背景になる「地」となる部分を想定して全体としての調和を考える必要があります。



地（斜線部）

図（サイロ）

図（風車）

※この写真は、合成写真です

この写真の例では、ランドマークとして、根室市明治公園内にあるサイロと風力発電設備が視覚的に認識されることから「図」となり、その背景となる空は「地」となります。

本来であれば、赤い屋根のサイロと空が調和し、歴史・風土をもとに良好な景観を形成していますが、風力発電設備の建設により、景観への介入が大きくなり、「図」と「地」のバランスが悪くなることが懸念されます。

周辺環境に対する影響について、地域性などを考慮して調和の方法を考える必要があります。

7 北海道の景観特性と視点・景観形成に向けた基本方策

太陽電池発電設備及び風力発電設備などの大規模な施設整備に対する景観形成のあり方を考える上で、北海道の景観特性を確認する必要があります。

次ページからは、以下それぞれの特性において、主な視点から良好な景観形成を考察し、それぞれに合った良好な景観形成に向けた基本方策を示します。

■北海道の景観特性

(1) 豊かな自然

北の大きな島

山は雄大にそびえ、河はゆったりと流れ、三つの海は豊かな表情を見せてくれます。

身近な大自然

暮らしのすぐ近くに世界に誇れる手つかずの自然が大きく広がっています。

(2) 雄大な広がり

森と田園の国

まちとまちの間には距離があり、まちを田園が囲み、自然がそれを包み込んでいます。

広い土地と土地利用

幾何学模様の農地やどこまでも続く丘陵の牧草地など、広大な大地が活用されています。

(3) 独自の歴史

歴史の新しさと古さ

先住の人々の長い歴史と近代の開拓による急速な発展が共存しています。

まちの表情

地域の成り立ちの違いが様々な表現を持つまちの顔をつくりあげています。

(4) 地域の特色

冬と雪

半年にも及ぶ冬と雪が独自の生活様式を生み出すとともに資源として活用されています。

様々な産業と暮らし

地域に根ざした経済活動や暮らしのあり様が独特の景観をつくっています。

（１）自然を生かした景観をつくる～豊かな自然への配慮

豊かで美しい自然景観は、人々に潤いや安らぎを与え、健康で文化的な生活を営む上で欠かすことができません。

景観の形成過程を考えると、そのベースになっているのは、自然環境です。人々は、自然に働きかけ、自然を活用することによって生活を営み、まちの環境をつくりあげてきました。いわば「自然」と「人為」の関係でまちの環境は成り立っています。

北海道には、平野や丘陵に広がる田園、大小の河川、連なる山並み、様々な表情の浜辺など素晴らしい豊かな自然があり、また、比較的都市の近くにも大きくまとまりのある自然と触れ合える場があります。

四季の変化は明確であり、木々の緑や花は豊かな四季感を与え、北海道の特徴である雪の冬景色は、重要な景観資源になっています。

広い北海道の気候条件は多様であり、地域の植生など特徴的な自然景観をつくりあげています。

また、地形と一体となった山林、河川、田園等の緑は、まちの個性をつくり出すために重要なものとなります。

—《主な視点》—

- ① 背景となる自然環境を保全し豊かにする
- ② 背景となる自然との調和を図る
- ③ 冬の景観にも配慮する

基本方策	具体的な手法
① 緑を生かす	・ 山林や田園の自然景観を守る ・ 都市林や防風林などゆとりある緑地を育てる ・ 保安上必要なフェンス等は植栽などによる修景に努める
② 水辺を生かす	・ 河川、海岸、湖畔の自然景観を守る
③ 四季の変化を生かす	・ 地域の花や木で四季を演出する
④ 雪景色を生かす	・ 雪景色との調和に配慮する



斜里町【知床連山】



釧路市【釧路川】



浜中町【霧多布湿原】



上富良野町【ラベンダー畑】

(2) ゆとりと秩序ある空間としての景観をつくる～雄大な広がり

北海道は、広く豊かな土地を持っており、都市においても比較的低密度の開発によって豊かな自然環境の保全がなされ、広がりのある緑地や河川、幅の広い道など、ゆとり感のある空間が形成されてきました。

しかし、都市への人口集中などによって、一部の都市の宅地などでは徐々に狭小となり、ゆとりが失われているところもでてきている一方、人口減少などにより空き家や空き店舗が発生し、廃屋となって放置されているといった事案が道内の各地で発生しています。

また、比較的市街地に近い空き地に突如として、太陽電池発電設備が建設されたりするなど、景観への配慮のない施設整備によって、北海道の財産である雄大に広がる景観を損なってしまうおそれがあります。

そのため、大規模な施設整備に当たっては、地域におけるまちづくり施策への配慮とともに、ゆとりと秩序ある景観形成が必要となります。

また、奇抜なデザインで周辺の自然景観や田園景観を損ねるものとならないよう、全体としての眺望に配慮した位置、配置、規模とする必要があります。

《主な視点》

- ① 眺望を保全し、まちのふちどりを明確にする
- ② 北海道の「雄大」「シンプル」のイメージを大切にした景観とする
- ③ ゆとりある配置と、秩序のある連続性によってゆとりと広がりをつくる

基本方策	具体的な手法
① 整える	・ まちの縁取りを乱さない ・ 背景や周囲との調和を図る ・ 周囲との調和と秩序ある配置を図る ・ 周囲との調和と秩序ある色彩とする
② 眺望を守る	・ 背景の眺望を守る ・ 土地の高低差など地形を利用した秩序ある配置を図る ・ 高所などからの眺望に配慮する。



北見市『我が街』片岡 利一



北見市『豊穡の大地』塩浜 郁夫



室蘭市【工場夜景】

北見市の写真は、平成 24 年度に北見市が実施したフォトコンテスト入賞作品です。

片岡さんの『我が街』では、市街地と自然環境との調和のある見晴らしとまちのふちどりを見事に表現されています。

また、塩浜さんの『豊穡の大地』では、遠くに見える山並みと田園風景に北海道の雄大さのイメージが表現されています。

(3) 歴史的な景観をつくる～独自の歴史

北海道は、広大な大地の中で、アジアや日本の他の地域と異なる自然や歴史、文化を持ち、日々の営みや生業を映し出した、自然景観や田園景観、都市景観など地域ごとの多様な景観を守り、創り、整えてきました。

歴史的な景観資源は国や道、市町村による指定等を受けた文化財に限りません。

先史からの遺産や、明治以前の歴史的な街並みなどとともに、新しい都市開発や農業開発などのなかで独自に形成されてきた北海道遺産、産業遺産、文化財、歴史的建造物などの景観資源は、地域の自然や歴史、文化が織りなす地域固有の多様な景観として、各地域に数多く残されています。

これらの歴史的・文化的な景観は、互いに影響し合って光り輝き、時を経て成熟することによって、誰にでも親しまれる景観資源となり、潤いや懐かしさのある魅力的なまちの個性として大切に保全していかなければなりません。

《主な視点》

- ① まちの歴史や伝統、文化、地域の特産品などを生かした個性づくり
- ② 歴史的建造物の保全・活用により、シンボルの育成と調和による個性づくり

基本方策	具体的な手法
① 歴史的遺産を生かす	・ 歴史的な街並みを保全する ・ 周辺の施設と調和させる ・ 歴史的要素を景観に生かす
② 文化的遺産を生かす	・ 文化的な街並みを保全する ・ 周辺の文化的施設と調和させる ・ 文化的要素を景観に生かす



小樽市【雪あかりの路】



上士幌町【旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋梁群】



北見市『夏を謳歌』塩浜 郁夫

北見市の写真は、平成 24 年度に北見市が実施したフォトコンテスト入賞作品です。

塩浜さんの『夏を謳歌』に写されているハッカ御殿は、北見はっか黄金期のはっか商「五十嵐弥一」氏の私邸であり地域の歴史や特産品を今に伝える役割を担っています。

このように、地域の歴史的な建造物が良好な景観形成を担っていることを確認できます。

(4) 風土に適した景観をつくる～地域の特徴

北海道の街並みは、欧米からの技術・文化の導入とあわせ、気候風土の違う本州などからの移入の文化が強く働いて発展してきたともいえます。高温多湿な自然環境のもとで育まれた本州文化とは異なった北海道にふさわしい独自の景観形成が求められてきており、建築物のデザインなどでも、北海道の自然環境や生活に適合した合理的で潤いのある景観形成への配慮がなされるようになってきています。

また、地域の個性の希薄化などに対する反省から、近頃では、地域特性とまちのストーリー性を生かした秩序あるまちづくりへの気運が高まってきています。

これまで、新エネルギー発電設備の整備は、画一的に進められてきたこと、発電施設に係る技術や制度が短期間に発展、変化してきた中で周辺景観との調和などへの十分な配慮がなされないまま行われてきたことなどによって、まち全体の景観形成に大きく影響を及ぼしている事例が散見され、留意が必要です。

地域の魅力ある景観は、観光や産業の活性化、地域間の交流の促進に大きな役割を担っており、地域への誇りや愛着を育み未来に引き継ぐことに繋がります。

《主な視点》

- ① 地域によって異なる風土に適した環境を創造する
- ② 地域の景観形成への先導的なデザインの採用による新しいまちの個性づくり
- ③ 地域の資源を生かした地域の個性づくり

基本方策	具体的な手法
① 郷土性を生かす	・ 地域の風土との整合を図る ・ 伝統産業や地元産資材を生かす ・ 地域の伝統文化を景観に生かす
② 未来へ継承する	・ 歴史や文化を大切にし、未来に継承する景観を形成する ・ 地域の風土を大切する



芽室町【嵐山展望台】



清里町【斜里岳と焼酎工場】



別海町【打瀬船】

清里町の写真は、カントリーサインを象徴する山並みと焼酎工場が地域景観として適切に表現されています。

8 景観形成ガイドライン

このガイドラインでは、主な北海道の景観特性である次の地域区分において、事業者が良好な景観形成に向けた配慮事項を示しています。

このため、事業者は、太陽電池発電設備及び風力発電設備に係る景観法に基づく行為の届出書に、資料編に掲載したチェックリストを添付するようにしてください。

また、届出対象とならない場合においても、良好な景観形成を進めるため自主的に配慮事項への適合確認をお願いします。

■本ガイドライン配慮事項における設備及び付帯施設の扱い

設 備	太陽電池発電設備においてはパネル及びそれを支持する架台 風力発電設備においては基礎、タワー、ブレード、ナセル等からなる発電機
付帯施設	設備に関連する付帯施設 例) キュービクル、送電線、鉄塔、フェンス、看板、表示板、洋上変電所※など

※洋上風力発電設備本体を領海の外に建設し、洋上変電所のみ領海内（景観計画区域内）に建設する場合。

(1) 各地区共通のガイドライン

道内の、どの地区にも共通する太陽電池発電設備及び風力発電設備の特性から、景観上の配慮すべき視点は、次のとおりです。

なお、施設の耐用年数を適切に判断し、運用期間中は、必要な維持保全措置に努めるとともに、運用期間終了後は、速やかに現状復旧するなど措置が必要です。

また、事業者は、事業計画等を立案する各段階で、その検討過程、眺望への支障の予測結果等をわかりやすい資料としてとりまとめ、地域住民等をはじめとする関係行政機関や地域のまちづくり団体等に提示し、これら関係主体の意見を踏まえて眺望への支障の程度等を評価しながら進めることが重要です。

① 太陽電池発電設備

メガソーラーといわれる大規模なものは、面的な広がりから相当距離が離れた場所からも視認され、広大な敷地がパネルで埋め尽くされたような印象を受けて景観に大きな影響が生じることを念頭に置いた検討が必要となります。

また、反射により景観的に目立つという特性を持っていることにも注意が必要です。

設備	○地域の良い景観資源への近接を避ける ○パネル及び架台は反射光の影響に配慮するなど、周辺環境に調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする ○法則性を持たせ、まとまりのある配置とする ○事業実施想定区域周辺において設置・計画されている他の事業がある場合には、調整を図り景観への影響を極力回避・低減する ○パネルと架台の維持管理を適切に行い破損等が発生した場合は速やかに処置する ○展望地からの眺望への影響を極力回避・低減する ○急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び他法令などで定める危険区域などへの設置を避ける
設備周辺	○樹木の伐採、造成などの範囲は必要最小限とし、地形改変を極力避ける ○敷地内は可能な限り緑化を行う ○周辺に植栽を施すなど修景を図る ○視覚的なまとまりに配慮して、地域で施設を点在させない
付帯施設	○保安上のフェンスなどは周辺環境と調和した色彩や材料を用いる ○関連する付帯施設（キュービクルなど）の色彩も景観に配慮する ○送電線鉄塔などは、位置・配置、規模を考慮する ○看板などの屋外広告物は、関連法令を遵守し、周辺との調和を図る ○発電量などの表示板は位置や色彩に配慮する
その他	○住民説明会を開催するなど、地域住民の理解を得る

② 風力発電設備

風力発電設備のような垂直方向に対して大規模なものは、相当距離が離れた場所からも視認されます。設置される風車の規模等によっても異なりますがブレードの天端の高さが100mを超える風車の場合は、10 km以上離れた場所から視認される可能性があることを念頭に置いた検討が必要となります。

また、風力発電設備は設置基数によって景観上の配慮方法も異なることから、大規模少数基による設置か、小規模に多数基設置するのかを適切に判断する必要があります。

複数の風力発電設備があった場合、一斉に風車（ブレード）が回転するため、景観的に目立つという特性もあります。

設備	○地域の良い景観資源への近接を避ける ○設備（支柱・ブレードなど）の色彩は、周辺環境との調和を図り季節の変化に配慮する（他法令による着色などは除く） ○法則性を持たせ、まとまりのある配置とする ○設置基数と設備高さについて、「大規模少数設置」と「小規模多数設置」を比較検討する ○設備の維持管理を適切に行い破損等が発生した場合は速やかに処置する ○展望地からの眺望への影響を極力回避・低減する ○事業実施想定区域周辺において設置・計画されている他の事業がある場合には、調整を図り景観への影響を極力回避・低減する ○環境省が策定した「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」における眺望景観への影響を回避する工夫を参考とする ○急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び他法令などで定める危険区域などへの設置を避ける
設備周辺	○樹木の伐採、造成等の範囲は必要最小限とし、地形改変を極力避ける ○敷地内は可能な限り緑化を行う ○視覚的なまとまりに配慮して、地域で施設を点在させない
付帯施設	○保安上のフェンスは周辺環境と調和した色彩や材料を用いる ○関連する付帯施設（キュービクルなど）の色彩も景観に配慮する ○送電線鉄塔などは、位置・配置、規模を考慮する ○看板等の屋外広告物は、関連法令を遵守し、周辺との調和を図る ○発電量などの表示板は位置や色彩に配慮する
その他	○住民説明会を開催するなど、地域住民の理解を得る ○洋上風力発電設備にあっては「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」で定める協議会などにおいて景観に対する配慮について合意を得る

(2) 自然的地域（類似地区景観：森林域・海岸域・河川域等）

市街地の景観の借景となり、また、まちのふちどりとなる豊かな自然的地域景観は、住む人々の精神的バックボーンとなります。

道内には、国立公園などの自然公園、ラムサール条約登録湿地、知床世界自然遺産や洞爺湖有珠山ジオパークなどの自然に関連するものが多数あります。美しい山や川、海の風景を守り、さらに人々が快適に利用し親しむための環境を整備することが大切です。

また、自然環境への眺望拠点となる沿道においては、北海道の豊かな自然に調和した景観をつくることも求められています。

良好な景観形成を図る上では、身近な自然と農地に囲まれた独立性の高い集落に象徴されるように、まちとまちの間には大自然と田園が大きく広がっていることに留意しなければなりません。また、自然的地域景観は地形などにより見え方が変わるため、森林域・海岸域・河川域などそれぞれの特性に応じた配慮が必要になります。

太陽電池発電設備及び風力発電設備は、その規模の大きさから目線が誘導されがちです。このため、地域の目印となっている地域の良好な景観資源に近接して設置した場合は、視線がそちらに誘導されることとなり景観形成上問題となることから慎重な対応が求められます。これは、北海道の観光資源である手つかずの雄大な自然環境に対する配慮にも繋がると考えられます。

① 太陽電池発電設備

設備	○地形や背景の山並みなどの眺望に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする ○自然環境と調和した形態意匠となるように配慮する ○ラムサール条約登録湿地及び鳥獣保護区などの指定地域と周辺並びに自然公園の周辺への設置は避ける
設備周辺	○新緑期や積雪期など季節や時間の移り変わりによる景観の変化に配慮した修景を図る
付帯施設	○自然環境との調和に配慮した配置、規模及び形態意匠とする ○眺望を障害する看板などの屋外広告物、鉄塔、電線類を少なくする

② 風力発電設備

設備	○地形を生かして見え方を最小化する配置とする ○地形や背景の山並みなどの眺望に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする（展望地から見たときにスカイラインを切断しない） ○洋上風力発電設備においては、地域の良い景観資源の眺望を、その前後関係を問わず、阻害しない位置・配置、規模及び形態意匠とする ○自然環境と調和した形態意匠となるよう配慮する ○ラムサール条約登録湿地及び鳥獣保護区などの指定地域と周辺並びに自然公園の周辺への設置は避ける
設備周辺	○新緑期や積雪期など季節や時間の移り変わりによる景観の変化に配慮した修景を図る
付帯施設	○自然環境との調和に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする ○眺望を阻害する看板などの屋外広告物、鉄塔、電線類を少なくする

(3) 観光地地域（類似地区景観：自然リゾート地区、歴史文化的地区）

北海道の主な観光資源には、自然に関連するものを中心に縄文世界文化遺産や北海道遺産に登録された歴史や文化に関連したもののほか、ゴルフ、スキー、乗馬、ラフティングなどの体験レジャーも挙げられます。

特に、歴史や伝統を伝える街並み、建造物などは、地域の発展の中で形成され、その地域の景観の核となるものです。伝統的建造物などを中心とする歴史的環境に人々は愛着を感じ、その保存や地区環境の整備を求めています。そのため、住民の合意と参加を得て、住民の生活に配慮した上で、地区に調和した施設の整備によって歴史的地区の景観を保全していくことが大切となります。

観光地地域では、自然的地域における景観との関連性を確認しながら、良好な景観形成への配慮が求められます。

① 太陽電池発電設備

設備	○観光地地域への設置は極力避ける ○地域の歴史的・文化的な景観資源への近接を避ける ○歴史的・文化的施設への直接的な設置を避ける ○当該観光地地域の景観特性に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする
設備周辺	○当該観光地地域の景観特性に配慮した修景を図る ○緑化や花壇などの整備に努める
付帯施設	○眺望を阻害する看板などの屋外広告物を少なくする ○送電線網は地中化を図る ○関連する付帯施設も、地域の歴史や風土に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする ○フェンスなどは、圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設ける ○閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける

② 風力発電設備

設備	○観光地地域への設置は極力避ける ○地域の歴史的・文化的な景観資源への近接を避ける ○歴史的・文化的施設への直接的な設置を避ける ○地形を生かして見え方を最小化する配置とする
設備周辺	○当該観光地地域の景観特性に配慮した修景を図る ○緑化や花壇などの整備に努める
付帯施設	○送電線網は地中化を図る ○関連する付帯施設も、地域の歴史や風土に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする

(4) 沿道（類似地区景観：鉄道・新幹線沿線・河川軸等）

北海道の道路は、広大な自然の中に点在している田園やまちを結ぶ大切な動脈としてはもちろん、幅が広く交通量が少なく真っ直ぐに延びる直線道路が多く、北海道の広大さを実感できる重要な視点場となっています。

加えて、市街地を流れる河川などの水辺は、カヌーやラフティングといった航行や、水辺の活用によって眺望の軸にもなる大切な景観要素です。

軸的景観は、人や車など見る側の移動の速度によっても印象が異なりますので、通行機能や見る側の立場に十分配慮して、設備の設置を行う必要があります。

特に、軸的景観はシークエンス（動的）景観として捉えられ、遠くに見える山並みの移り変わりなど変化に富んだ景観を楽しむことができます。通常のシーン（静的）景観とは異なり、多様な視点場があることを念頭においた景観形成が求められます。

また、交差点（結節点）付近にある大規模な施設は、視線が集まりやすいことにも配慮する必要があります。

① 太陽電池発電設備

設備	○主要な道路、鉄道・新幹線沿線、河川軸については、道路境界線などからの適切な離隔及び高さに配慮する ○交差点付近では、周囲と調和するように修景する ○地形などを生かして見え方を最小化する ○地域のランドマークに対する見通しに気を配る ○川沿いに設置する場合は、水辺や対岸などからの眺望を考慮する ○秩序ある連続した配置に努める
設備周辺	○地域にふさわしい並木づくりや道路境界に植栽する ○道路境界の緑化や花壇などの整備に努める
付帯施設	○フェンス等は、圧迫感を与えないよう道路等境界線から適切な後退距離を設ける ○閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける

② 風力発電設備

設備	○主要な道路、鉄道・新幹線沿線、河川軸については、道路境界線などからの適切な離隔及び高さに配慮する ○地域のランドマークに対する見通しに気を配る ○眺望の視軸となる要素への介在を避けた配置とする ○地形を生かして見え方を最小化する配置とする ○秩序ある連続した配置に努める
設備周辺	○周辺の防風林や屋敷林の高さとの関係を考慮する ○河川利用者から見た景観に配慮する
付帯施設	○フェンスなどは、圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設ける ○閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける

(5) 田園地域（類似地区景観：農山漁村市街地景観）

農山漁村地域においては、田畑、水路、森林、漁港などの生産基盤が、そこで展開される生活活動と相まって美しい景観を形成しており、空間的には農林漁業が関連する要素が大きな比重を占めることが特徴です。

豊かな田園の風景は、開拓、開墾以来、地域の生産構造や土地利用の変化を経て、現在の田園地域景観が形成されています。田園地域の景観資源として、自然的環境の地域の特色を生かした豊かな田園の風景を守り育てていく必要があります、広大なイメージを持つ牧草地や畑地などの連続性に配慮が必要です。

農山漁村市街地では、生活の利便性の向上とともに潤いのある生活環境の向上が求められ、さらに、かつては豊富な自然の森や水辺が身近にあった故郷らしい農山漁村が求められています。

人間性回復の場として都市との交流を深めつつ、さらに住みよく、農山漁村らしい市街地のデザインを考え、自然環境と調和した四季感あふれる景観形成が重要です。

① 太陽電池発電設備

設備	○地域の景観資源であるシンボリック樹木への近接は避ける ○周辺の景観作物※との景観上の調和に努める
設備周辺	○周辺の防風林や屋敷林の高さとの関係を考慮する
付帯施設	○周辺景観との調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする

② 風力発電設備

設備	○地形や背景の山並みなどの眺望に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする（展望地から見たときにスカイラインを切断しない） ○洋上風力発電設備においては、地域の良好な景観資源の眺望を、その前後関係を問わず、阻害しない位置・配置、規模及び形態意匠とする ○地形を生かして見え方を最小化する配置とする ○地域の景観資源であるシンボリック樹木への近接は避ける
設備周辺	○周辺の防風林や屋敷林の高さとの関係を考慮する
付帯施設	○周辺景観との調和した位置、配置規模及び形態意匠とする

※景観作物：レンゲ、ヒマワリ、菜の花、ハーブなど緑肥や雑草抑制、病虫害防除などに役立つとともに、農村の景観を豊かにする作物のこと。

(6) 市街地（類似地区景観：住宅地区、商業業務地区、駅前地区、工業地区）

市街地には、いつまでも住みたいと願う人々の心が結びついた美しい住環境が求められる住宅地区や、人々が集まる中心としてのまちの顔である商業業務地区、地域の経済的な基盤であり地域住民との心のつながりを求められている工業地区があります。

既成の住宅地区では、日常生活や地域活動によって身近なところから景観形成を図り、新たにつくられる地区では、地区計画やまちづくりに関する協定などにより、住民と事業者との合意のもとに秩序ある個性的な景観をつくるのが大切です。土地の有効活用によって生まれる空間を日常的な生活環境として、潤いのある住宅地景観を形成しなければなりません。

商業業務地区においては、コミュニティの場として、出会いや暮らしの情報の場としての機能を高める必要があります。商店街は、買い物客にとって快適な環境づくりと、ほかのまちの真似ではない独自の雰囲気づくりをすることが大切です。

また、人のあたたかさを感じさせる、いろいろな年齢層などの要求に応じられる開放的なイメージづくりが必要です。多様な主体が一体となって、賑わいと潤いのある景観形成を進める必要があります。

なお、大規模な工業地区として整備されたところ以外では、他の地区との混在も多く、生産機能重視から親しみのない景観になることが多い地区です。事業者は、住環境の向上と自らのイメージアップのため、美観と開放感に配慮した景観形成を図ることが大切です。

なお、住宅地区内に設置する場合は、良好な街並み景観の形成に配慮することが必要です※。

① 太陽電池発電設備

設備	○周囲と調和した形態意匠とする ○圧迫感を与えないよう道路境界線や歩道などから適切な後退距離を設けるとともに高さについても考慮する
設備周辺	○周囲との連続感のある生け垣などによる修景を行う ○緑化や花壇などの整備に努める
付帯施設	○建築物の外壁に付帯設備を設置する場合は修景に努める ○送電線網は地中化を図る ○閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける

② 風力発電設備

設備	○住宅地区や商業業務地区内にはできるだけ設置を避ける ○工業地区では規則性のある配置とする
設備周辺	○緑化や花壇などの整備に努める ○設置する場所の土地利用状況を見極め、ゆとりある周辺環境の確保に努める
付帯施設	○送電線網は地中化を図る ○閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける

※ 住宅地において太陽光パネルを住宅の屋根面に設置する場合は、棟を超えないようにします。





資料編

1 道における景観法届出窓口（振興局）

景観行政団体である市町村を除く区域では、一定規模以上の行為の届出について、道が景観行政団体として景観行政事務を行います。届出窓口は、一部の市町村を除き当該市町村を管轄する各（総合）振興局となります。

石狩振興局 産業振興部 建設指導課 主査（まちづくり） 〒060-8558 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 TEL：011-204-5804（直通） FAX：011-232-1022 E-Mail：ishikari.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp
渡島総合振興局 函館建設管理部 建設行政室 建設指導課 主査（まちづくり） 〒041-8558 函館市美原 4 丁目 6-16 TEL：0138-47-9468（直通） FAX：0138-47-9208 E-Mail：oshima.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp
檜山振興局 産業振興部 建設指導課 主査（まちづくり） 〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町 336-3 TEL：0139-52-6630（直通） FAX：0139-52-4643 E-Mail：hiyama.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp
後志総合振興局 小樽建設管理部 建設行政室 建設指導課 主査（まちづくり） 〒044-8588 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目 TEL：0136-23-1375（直通） FAX：0136-22-0905 E-Mail：shiribeshi.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp
空知総合振興局 札幌建設管理部 建設行政室 建設指導課 主査（まちづくり） 〒068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目 TEL：0126-20-0069（直通） FAX：0126-23-2253 E-Mail：sorachi.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp
上川総合振興局 旭川建設管理部 建設行政室 建設指導課 主査（まちづくり） 〒079-8610 旭川市永山 6 条 19 丁目 TEL：0166-46-5949（直通） FAX：0166-46-5209 E-Mail：kamikawa.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp
留萌振興局 留萌建設管理部 建設行政室 建設指導課 主査（まちづくり） 〒077-8585 留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 2 TEL：0164-42-8452（直通） FAX：0164-42-5782 E-Mail：rumoikenkan.kenshi@pref.hokkaido.lg.jp
宗谷総合振興局 稚内建設管理部 建設行政室 建設指導課 主査（まちづくり） 〒097-8558 稚内市末広 4 丁目 2-27 TEL：0162-33-2959（直通） FAX：0162-33-2530 E-Mail：soya.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp
オホーツク総合振興局 網走建設管理部 建設行政室 建設指導課 主査（まちづくり） 〒093-8585 網走市北 7 条西 3 丁目 TEL：0152-41-0644（直通） FAX：0152-43-7956 E-Mail：abashiri.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp

胆振総合振興局 室蘭建設管理部 建設行政室 建設指導課 主査（まちづくり） 〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 TEL：0143-24-9595（直通） FAX：0143-23-8050 E-Mail：murorandoboku.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp
日高振興局 産業振興部 建設指導課 主査（まちづくり） 〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56 TEL：0146-26-7990（直通） FAX：0146-22-7518 E-Mail：hidaka.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp
十勝総合振興局 帯広建設管理部 建設行政室 建設指導課 主査（まちづくり） 〒080-8588 帯広市東3条南3丁目 TEL：0155-26-9051（直通） FAX：0155-23-5325 E-Mail：tokachi.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp
釧路総合振興局 釧路建設管理部 建設行政室 建設指導課 主査（まちづくり） 〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 TEL：0154-43-9194（直通） FAX：0154-41-1226 E-Mail：kushiro.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp
根室振興局 産業振興部 建設指導課 主査（まちづくり） 〒087-8558 根室市常盤町3丁目28番地 TEL：0153-23-6835（直通） FAX：0153-23-6217 E-Mail：nemuro.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp

※ 各市町村への届出が必要な地域の詳細については、北海道ホームページ「景観法に基づく届出制度」のページをご確認ください。

2 景観形成ガイドライン チェックリスト
(1) 太陽電池発電設備景観形成配慮事項チェックリスト

区分 (類似景観)	景観形成配慮事項			
	設備	設備周辺	付帯施設	その他
各地区共通	☐ 地域の良好な景観資源への近接を避ける ☐ パネル及び架台は反射光の影響に配慮するなど、周辺環境に調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする ☐ 法則性を持たせ、まとまりのある配置とする ☐ 事業実施想定区域周辺において設置・計画されている他の事業がある場合には、調整を図り景観への影響を極力回避・低減する ☐ パネルと架台の維持管理を適切に行い、破損などが発生した場合は速やかに処置する ☐ 展望地からの眺望への影響を極力回避・低減する ☐ 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び他法令などで定める危険区域などへの設置を避ける	☐ 樹木の伐採、造成などの範囲は必要最小限とし、地形改変を極力避ける ☐ 敷地内は可能な限り緑化を行う ☐ 周辺に植栽を施すなど修景を図る ☐ 視覚的なまとまりに配慮して、地域で施設を点在させない	☐ 保安上のフェンスなどは周辺環境と調和した色彩や材料を用いる ☐ 関連する付帯施設（キュービクルなど）の色彩も景観に配慮する ☐ 送電線鉄塔などは、位置・配置、規模を考慮する ☐ 看板などの屋外広告物は、関連法令を遵守し、周辺との調和を図る ☐ 発電量などの表示板は位置や色彩に配慮する	☐ 住民説明会を開催するなど、地域住民の理解を得る
自然的地域 (森林域・海岸域・河川域など)	☐ 地形や背景の山並みなどの眺望に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする ☐ 自然環境と調和した形態意匠となるよう配慮する ☐ ラムサール条約登録湿地及び鳥獣保護区などの指定地域と周辺並びに自然公園の周辺への設置は避ける	☐ 新緑期や積雪期など季節や時間の移り変わりによる景観の変化に配慮した修景を図る	☐ 自然環境との調和に配慮した配置、規模及び形態意匠とする ☐ 眺望を阻害する看板などの屋外広告物、鉄塔、電線類を少なくする	
観光地(自然リゾート地区・歴史文化的地区)	☐ 観光地地域への設置は極力避ける ☐ 地域の歴史的・文化的な景観資源への近接を避ける ☐ 歴史的・文化的施設への直接的な設置を避ける ☐ 当該観光地地域の景観特性に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする	☐ 当該観光地地域の景観特性に配慮した修景を図る ☐ 緑化や花壇などの整備に努める	☐ 眺望を阻害する看板などの屋外広告物を少なくする ☐ 送電線網は地中化を図る ☐ 関連する付帯施設も、地域の歴史や風土に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする ☐ フェンスなどは、圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設ける ☐ 閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける	
沿道 (道路・鉄道・新幹線沿線・河川軸)	☐ 主要な道路、鉄道・新幹線沿線、河川軸については、道路境界線などからの適切な離隔及び高さに配慮する ☐ 交差点付近では、周囲と調和するよう修景する ☐ 地形などを生かして見え方を最小化する ☐ 地域のランドマークに対する見通しに気を配る ☐ 川沿いに設置する場合は、水辺や対岸などからの眺望を考慮する ☐ 秩序のある連続した配置に努める	☐ 地域にふさわしい並木づくりや道路境界に植栽する ☐ 道路境界の緑化や花壇などの整備に努める	☐ フェンスなどは、圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設ける ☐ 閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける	
田園地域 (農山漁村市街地)	☐ 山腹などの傾斜地に設置しない ☐ 地域の景観資源であるシンボルの樹木への近接は避ける ☐ 周辺の景観作物との景観上の調和に努める	☐ 周辺の防風林や屋敷林の高さとの関係を考慮する	☐ 周辺景観と調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする	
市街地 (住宅地区・商業業務地区・駅前地区・工業地区)	☐ 周囲と調和した形態意匠とする ☐ 圧迫感を与えないよう道路境界線や歩道などから適切な後退距離を設けるとともに高さについても考慮する	☐ 周囲との連続感のある生け垣などによる修景を行う ☐ 緑化や花壇などの整備に努める	☐ 建築物の外壁に付帯設備を設置する場合は修景に努める ☐ 送電線網は地中化を図る ☐ 閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける	

※ 景観法に基づく「行為の届出書」を北海道（景観行政団体の区域を除く）へ提出する際、このチェックリストを参考資料として添付してください。

※ チェックリストの各項目は「景観法の届出基準」ではありません。事業者が実施した景観配慮事項を一覧表として整理するもので、全ての項目を満たさなければならないものではありません。

※ 該当する地域区分(類似景観)の該当欄に○を付け、各地区共通及び○を付けた区分の配慮した事項をチェックしてください。

(2) 風力発電設備景観形成配慮事項チェックリスト

区分 (類似景観)	景観形成配慮事項			
	設備	設備周辺	付帯施設	その他
各地区共通	☐ 地域の良好な景観資源への近接を避ける ☐ 設備（支柱・ブレードなど）の色彩は、周辺環境との調和を図り季節の変化に配慮する（他法令による着色などなどは除く） ☐ 法則性を持たせ、まとまりのある配置とする ☐ 事業実施想定区域周辺において設置・計画されている他の事業がある場合には、調整を図り景観への影響を極力回避・低減する ☐ 設置基数と設備高さについて、「大規模少数設置」と「小規模多数設置」を比較検討する ☐ 設備の維持管理を適切に行い、破損などが発生した場合は速やかに処置する ☐ 展望地からの眺望への影響を極力回避・低減する ☐ 環境省が策定した「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」における眺望景観への影響を回避する工夫を参考とする ☐ 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び他法令などで定める危険区域などへの設置を避ける	☐ 樹木の伐採、造成などの範囲は必要最小限とし、地形改変を極力避ける ☐ 敷地内は可能な限り緑化を行う ☐ 視覚的なまとまりに配慮して、地域で施設を点在させない	☐ 保安上のフェンスは周辺環境と調和した色彩や材料を用いる ☐ 関連する付帯施設（キュービクルなど）の色彩も景観に配慮する ☐ 送電線鉄塔などは、位置・配置、規模を考慮する ☐ 看板などの屋外広告物は、関連法令を遵守し、周辺との調和を図る ☐ 発電量などの表示板は位置や色彩に配慮する	☐ 住民説明会を開催するなど、地域住民の理解を得る 洋上風力発電にあっては「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」で定める協議会などにおいて景観に対する配慮について合意を得る
自然的地域 (森林域・海洋域・河川域など) 該当欄	☐ 地形を生かして見え方を最小化する配置とする ☐ 地形や背景の山並みなどの眺望に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする（展望地から見たときにスカイラインを切断しない） ☐ 洋上風力発電設備においては、地域の良好な景観資源の眺望を、その前後関係を問わず、阻害しない位置・配置、規模及び形態意匠とする ☐ 自然環境と調和した形態意匠となるよう配慮する ☐ ラムサール条約登録湿地及び鳥獣保護区などの指定地域と周辺並びに自然公園の周辺への設置は避ける	☐ 新緑期や積雪期など季節や時間の移り変わりによる景観の変化に配慮した修景を図る	☐ 自然環境との調和に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする ☐ 眺望を阻害する看板などの屋外広告物・鉄塔・電線類を少なくする	
観光地 (自然リゾート地区・歴史文化的地区) 該当欄	☐ 観光地地域への設置は極力避ける ☐ 地域の歴史的・文化的な景観資源への近接を避ける ☐ 歴史的・文化的施設への直接的な設置を避ける ☐ 地形を生かして見え方を最小化する配置とする	☐ 当該観光地地域の景観特性に配慮した修景を図る ☐ 緑化や花壇などの整備に努める	☐ 送電線網は地中化を図る ☐ 関連する付帯施設も、地域の歴史や風土に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする	
沿道 (道路・鉄道・新幹線沿線・河川軸) 該当欄	☐ 主要な道路、鉄道・新幹線沿線、河川軸については、道路境界線などからの適切な離隔及び高さに配慮する ☐ 地域のランドマークに対する見通しに気を配る ☐ 眺望の視軸となる要素への介在を避けた配置とする ☐ 地形を生かして見え方を最小化する配置とする ☐ 秩序のある連続した配置に努める	☐ 周辺の防風林や屋敷林の高さとの関係を考慮する ☐ 河川利用者から見た景観に配慮する	☐ フェンスなどは、圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設ける ☐ 閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける	
田園地域 (農山漁村市街地) 該当欄	☐ 地形や背景の山並みなどの眺望に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする（展望地から見たときにスカイラインを切断しない） ☐ 洋上風力発電設備においては、地域の良好な景観資源の眺望を、その前後関係を問わず、阻害しない位置・配置、規模及び形態意匠とする ☐ 地形を生かして見え方を最小化する配置とする ☐ 地域の景観資源であるシンボリック樹木への近接は避ける	☐ 周辺の防風林や屋敷林の高さとの関係を考慮する	☐ 周辺景観と調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする	
市街地 (住宅地区・商業業務地区・駅前地区・工業地区) 該当欄	☐ 住宅地区や商業業務地区内にはできるだけ設置を避ける ☐ 工業地区では規則性のある配置とする	☐ 緑化や花壇などの整備に努める ☐ 設置する場所の土地利用状況を見極め、ゆとりある周辺環境の確保に努める	☐ 送電線網は地中化を図る ☐ 閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける	

※ 景観法に基づく「行為の届出書」を北海道（景観行政団体の区域を除く）へ提出する際、このチェックリストを参考資料として添付してください。

※ チェックリストの各項目は「景観法の届出基準」ではありません。事業者が実施した景観配慮事項を一覧表として整理するもので、全ての項目を満たさなければならないものではありません。

※ 該当する地域区分(類似景観)の該当欄に○を付け、各地区共通及び○を付けた区分の配慮した事項をチェックしてください。

3 参考文献

- ・北海道：北海道景観形成ガイドライン「北国らしい魅力ある景観をつくる」（1990）
- ・北海道：景観ガイドプラン作成のマニュアル（1991）
- ・北海道：景観学習の手引き「テーマは子どもたちが見つける！」（2006）
- ・北海道：写真で訪ねる北海道の景観「北＋彩発見」（1999）
- ・国土交通省北海道局：農村景観の観光への活用方策検討調査報告書（2002）
- ・環境省：国立公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（2011）
- ・農林水産省農村振興局：美しい農山漁村を目指して美の里づくりガイドライン（2004）
- ・札幌市：公共施設等景観デザインガイドライン「美しい景観は都市の文化をつくる」（2008）
- ・札幌市：歴史を活かした景観まちづくりガイド「札幌景観資産などの魅力を知り活用する」(2010)
- ・進士五十八・森清和・原昭夫・浦口醇二：風景デザイン「感性とボランティアのまちづくり」学芸出版社（1999）
- ・井上正良・長瀬光市：人を呼び込むまちづくり「魅力的景観を生み出す5つの技法」ぎょうせい（2013）
- ・藤本英子：市民のためのまちづくりガイド 学芸出版社（2012）

北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン
～北国らしい魅力ある景観形成～

平成 27 年 11 月発行（令和 7 年 4 月改訂）

北海道建設部まちづくり局都市計画課

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

TEL 011-204-5563（ダイヤルイン）